

改正現行合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律)について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

(3) 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

改正現行合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律）の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（５年以下、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する））を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務。

【例示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、１又は２以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任。）

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特定合併市町村の特例

特定合併市町村(平成１１年７月１６日から平成１７年３月３１日までに市町村の合併を行った市町村)は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間（５年以下）、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

4 現行合併特例法の経過措置

平成１７年３月３１日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附

則を改め、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

5 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大 6 月）、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

6 施行期日

1、2、3 は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日。4 は公布の日。5 は公布の日から 60 日経過後の市町村合併について適用。